

パパと離ればなれになってしまった
りこちゃんの悩みを聞いてください。



親子新法の制定にご支援、
ご協力をよろしくお願いします！



子どもは両親から
愛される権利を持っています。
(国連子どもの権利条約第7条)



親と子どもが交流する権利、
親子の絆を守ります。

RESULTS
the power to end poverty

特定非営利活動法人
連絡先：日本リザルツ
りこちゃんキャンペーン事務局

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 2-11-16
さいかち坂ビル 403
Tel:03-5280-2888 Fax:03-5280-2889
E-mail:results.japan@gmail.com
<http://www.resultsjp.org>

りこちゃんキャンペーン

親子の絆を守るためのキャンペーン

パパ、ママ、お願い。
ずっとパパとママでいてね。





りこちゃんの涙の理由は・・・？

子どもの幸せを考えない「連れ去り」「引き離し」が横行しています。

毎年、推定15万人の子どもが、離婚により片方の親との交流を絶たれているとも言われています。

離婚後、離れて暮らす親と子どもの面会交流を保障する法律はありません。

面会交流の調停、裁判の申し立ては年々増加しています。

※平成20年度は6,261件の申し立てがありました。

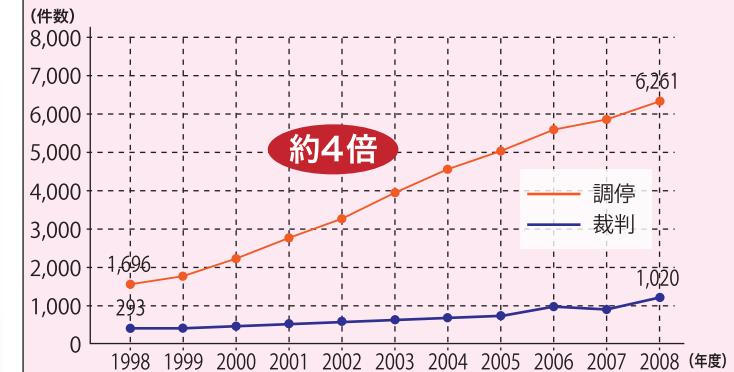
最近では、親権者やその新たなパートナーによる子どもへの虐待やネグレクトなど、悲惨な事件も多発しています。もう一方の親との交流があれば、早期の発見、解決につながります。

こうした事態の一番の被害者は「子ども」です。離婚や別居によって、片方の親との交流を絶たれた子どもは自己肯定感が弱いなど、さまざまな心理的影響があることが研究で明らかになっています。

*ネグレクト：児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待のひとつであり、子どもに対するそれは育児放棄（いくじょうき）ともいう。

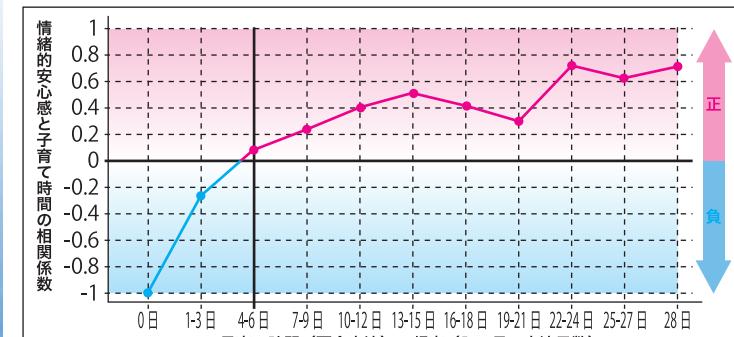
「連れ去り」「引き離し」は、子どもの福祉を侵害する虐待行為です！

面会交流をめぐる紛争の年間件数



離婚後または別居中の親子の面会交流は、深刻な対立・紛争に発展することが少なく、きわめて調整も困難な問題となっています。グラフからも分かるように1998年から2008年の10年間で約4倍になっています。（出典：平成20年度『司法統計年報（家事事件編）』）

子育ての時間と子どもの情緒的安心感の関連性



この研究からいえることは、子どもが別居親との関係に情緒的安心感を経験するには、最低でも月に4～6日の面会交流が必要ということです。ゆえに、隔週2泊3日の面会交流が必要なのです。月に1～3日の面会交流だけだと、むしろ緊張感が経験されてしまう（負の相関）ということが示されています。

出展: Fabričius, W. V. et al. (2012): Parenting Conflict, Parent-Child Relationships, and Children's Physical Health. In Kuehnle, K. and Dzordz, L. (eds): Parenting Plan Evaluations. Oxford University Press, P188-213.

日本において、面会交流をめぐる紛争が激化する背景には、面会交流を含む親権・監護をめぐる法制度の不備のほかに、親子の面会交流のサポートをする組織や人材不足などがあります。



「親子新法」とは・・・？

「子どもの幸せを最優先に！」を理念に、親子交流について新しい法律の制定を提案します。

- I 子どもの「連れ去り」を禁止します。
- II 頻繁、且つ、定期的な親子の面会交流を制度的に保障します。
- III 別居・離婚時に、子どもの養育に関する計画の作成を義務づけます。
- IV 他方の親と子どもの面会交流に、より友好的な親、寛容な親を親権者、または子どもの監護者として優先します。

詳しい情報はこちらにお問合せ下さい。



親子の交流断絶防止法制定を求める全国連絡会
親子新法連絡会
<http://www.special-law.info/>



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
親子ネット
<http://oyakonet.org/>

